

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月26日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項後段中「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項後段中「「法第19条第1号」を「「同条第1号」に改め、「含む。）」との次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。